

令和7年度 小規模事業者ステップアップ 支援事業補助金

1

スキルアップ支援補助金

補助金額

10万円

(補助率 3/4)

※申請は2回まで

補助対象

市内の事業所に勤務する従業者に受けさせる次の講習等

講習

研修

試験

大会

※接遇研修や法令等により受講が義務付けられているもの、
事業承継や創業後の経営安定化を目的とするものは除きます。

対象経費

- ① 資格取得費
- ② 講座・研修受講費（講師への報酬を含む）
- ③ 大会参加費

※詳細は補助金交付要綱または交付要領をご確認ください。

2

人材確保推進補助金

補助金額

20万円

(補助率 3/4)

※申請は1回まで

補助対象

市内の事業所における人材確保を目的とした次の活動

合同企業説明会等への参加

求人サイトの新規活用

求人・採用に関する企業広報媒体の作成

外国人材の求人活動

会社説明会の主催

など

対象経費

- ① 出展費
- ② 会場設営費
- ③ 旅費
- ④ 委託費
- ⑤ 印刷製本費

※詳細は補助金交付要綱または交付要領をご確認ください。

補助金ホームページ

白河市 ステップアップ補助金



www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page009998.html



制度の詳細や申請様式等については、市公式ホームページからご覧ください。
申請様式についても、ホームページからダウンロードできます。

詳しくは
裏面またはHPを
チェック！



白河市産業部商工課 商工振興係

お問い合わせ

〒961-0053 福島県白河市中田140 白河市産業プラザ人材育成センター内

☎ : 0248-21-5910

✉ : shoko@city.shirakawa.fukushima.jp



対象者

次の要件を全て満たす方が、補助金の交付対象となります。

- ① 市内に事業所を有する小規模事業者であること
- ② 市税を滞納していないこと

※その他の条件は補助金交付要綱または交付要領をご確認ください。

小規模事業者とは

小規模事業者とは、中小企業基本法に定める次の基準を満たしている会社や個人事業主です。

業種分類	従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

※「商業」とは、卸売業・小売業を指します。

申請の流れ

会員以外の方もOK!

STEP 1

事前相談

- ・近くの支援機関（商工会議所・商工会）へ事前相談。
☒ 必ず補助事業の**実施前**に相談してください。

STEP 2

申請

- ・申請に必要な書類を揃え、支援機関へ提出。
☒ 支援機関が申請書類の作成をサポートします。

STEP 3

事業実施

- ・交付決定を受けた後、補助事業を実施。
☒ 必要に応じて、支援機関のサポートが受けられます。

STEP 4

実績報告

- ・事業完了後**20日以内**に、支援機関へ実績報告。
☒ 補助金は、市からの確定通知後に交付されます。

※補助金の交付後5年間は、事業状況報告を提出する必要があります。

ご相談・書類提出先

補助金に関するご相談や書類の提出は、お近くの支援機関で受け付けています。（要予約）

白河地区

▶ 白河商工会議所

白河市道場小路9-6-5

☎ : 0248-23-3101

表郷地区

▶ 表郷商工会

白河市表郷金山字長者久保2
白河市表郷庁舎3階

☎ : 0248-32-3065

大信地区

▶ 大信商工会

白河市大信町屋字町屋1-9-5

☎ : 0248-46-2070

東地区

▶ ひがし商工会

白河市東釜子字殿田表6-5

☎ : 0248-34-2779